第2章 群馬県の状況と評価

1 肝炎と肝がん(総合目標)

全国の肝炎患者数は242,000人、その人数から群馬県内の肝炎患者数は約4,000人と推定されています(表1)。

一方、令和2年の肝及び肝内胆管がんの死亡率は人口10万対21.2と全国の20.1と比較すると若干多い状況で(表2)、群馬県では毎年約400人が肝がんで死亡しています。未だ肝がんによる死亡者が多くいることから、肝炎を早期発見、早期治療することにより、肝がんの予防につなげていくことが重要です。

表1 肝炎患者数(推計)

(人)	平成 26 年	平成 29 年	令和 2 年
全国	184,000	156,000	242,000
群馬県	4,000	2,000	4,000

出典:患者調査より推計 (政府統計の総合窓口 e-Stat)

表 2 肝及び肝内胆管がん粗死亡率(人口 10 万対)

	平成	令和	令和									
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
全国	26.0	25.9	25.3	24.4	24.0	23.6	23.1	22.8	21.8	20.9	20.4	20.1
群馬県	24.6	27.3	25.6	22.9	24.1	22.1	21.4	22.7	21.6	22.0	21.9	21.2

出典:国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(人口動態統計)

図 1

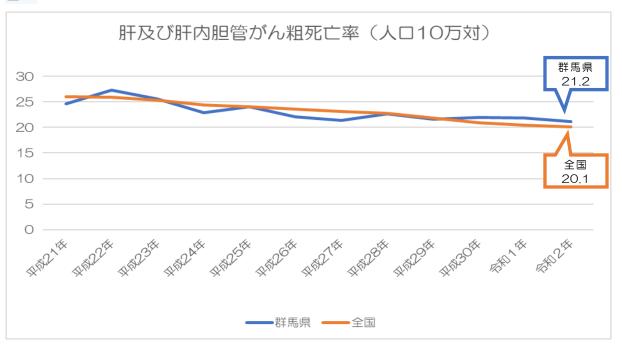
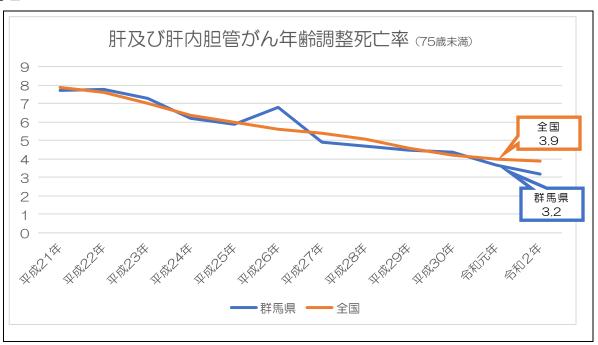


表 3 肝及び肝内胆管がん年齢調整死亡率(75歳未満)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2年
全国	7.9	7.6	7.0	6.4	6.0	5.6	5.4	5.1	4.6	4.2	4.0	3.9
群馬県	7.7	7.8	7.3	6.2	5.9	6.8	4.9	4.7	4.5	4.4	3.7	3.2

出典:国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(人口動態統計)

図 2



2 肝炎ウイルス検査

(1) これまでの取組

県では、肝炎の発生の予防・まん延防止を目的に、平成 14 年度から特定感染症検査等事業の一環として、保健福祉事務所(保健所)において無料の肝炎ウイルス検査を実施しています。また、県と契約を結んだ医療機関においても肝炎ウイルス性検査が受けられる体制を整備しています。

市町村においても、同年度から老人保健事業(平成20年度からは健康増進事業)として管内市町村に居住し、当該年度において満40歳の者と、満41歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない者を対象として肝炎ウイルス検査を実施しています。

ウイルス性肝炎は適切な治療を行わないと慢性化し、肝硬変や肝がんといった、より 重篤な病態に進行する恐れがあるため、全ての県民が少なくとも一生に一度は肝炎ウイ ルス検査を受検するよう、さらなる普及啓発とともに、受検しやすい体制を整備するこ とが重要です。

(2) 評価

肝炎ウイルス検査の受検状況は、市町村の健康増進事業における 40 歳時の定期検査の受検率を指標としていますが、受検率は横ばいで目標値に達していません。(表 4)

(3) 課題

目標達成のため、リーフレット等を使用し、市町村における肝炎ウイルス検査の周知を図る必要があります。また、特定健診の受診率の向上に取組む必要があります。

表4 肝炎ウイルス検査受検者数(B型・C型)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受験者(人)	2,847	2,539	2,391	2,211	2,186	1,647	1,875
対象者(人)	24,916	24,325	24,329	25,053	24,064	22,926	22,465
受検率(%)	11.4	10.4	9.8	8.8	9.1	7.2	8.4

3 肝炎医療の提供体制

(1) これまでの取組

平成 20 年 4 月に群馬大学医学部附属病院を肝疾患診療連携拠点病院に指定し(表5)、34の医療機関を肝疾患専門医療機関に指定して(令和4年4月1日現在・表6)、拠点病院及び専門医療機関と地域のかかりつけ医との連携体制を構築してきました(図3)。

肝疾患専門医療機関は、これまで入院設備を必須としていましたが、治療の主体がインターフェロン治療からインターフェロンフリー治療へ変化したことや、診療所からも 肝疾患専門医療機関の指定に係る要請があったことから、入院設備を有しない医療機関 も肝疾患専門医療機関に指定することができるよう改正しました。このことにより無床 診療所においても身体障害手帳の申請のための診断書が作成できるようになりました。

(2) 課題

肝炎ウイルス検査を受検し陽性となった者が、医療機関を受診しなかったり、受診しても経過観察を継続しなかったりするなど、適切な医療を受けていない実態が報告されています。肝炎ウイルス検査で発見された陽性者を確実に適切な治療につなげ、ウイルス治療後も定期的な受診を継続することが重要です。 また、どの地域においても質の高い肝炎ウイルス治療が受けられるよう、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした、肝疾患専門医療機関と地域の診療所等との肝疾患診療ネットワークの強化が重要です。

図3 群馬県の肝炎医療体制

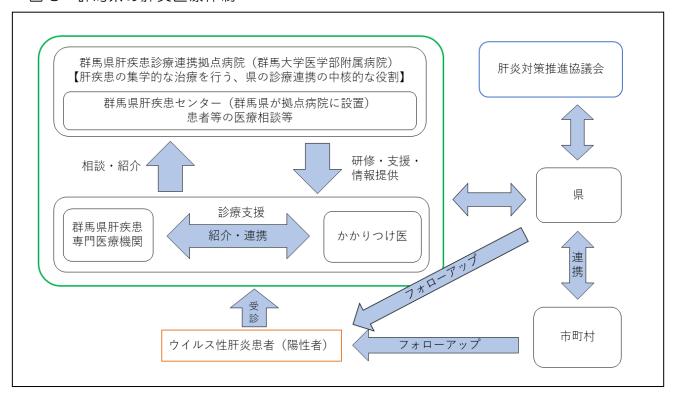


表5 群馬県肝疾患診療連携拠点病院

(令和4年4月1日現在)

医療機関名	所在地	電話番号
群馬大学医学部附属病院 (群馬県肝疾患センター)	前橋市昭和町 3-39-15	027-220-7111 027-220-8179

表6 群馬県肝疾患専門医療機関

(令和4年4月1日現在)

	(10.12.	1 .75 201_/
医療機関名	所在地	電話番号
前橋赤十字病院	前橋市朝倉町389-1	027-265-3333
独立行政法人地域医療機能推進機構 群馬中央病院	前橋市紅雲町1-7-13	027-221-8165
社会福祉法人恩賜財団 群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田564-1	027-252-6011
下田内科医院	前橋市南町3-64-13	027-221-3155
大山クリニック	前橋市山王町2-20-16	027-266-5410
上武呼吸器科内科病院	前橋市田口町586-1	027-232-5000
はしづめ診療所	前橋市公田町515-1	027-226-1806
独立行政法人国立病院機構 渋川医療センター	渋川市白井383	0279-23-1010
湯浅内科クリニック	渋川市渋川1824-21	0279-20-1311
齋藤内科外科クリニック	渋川市金井932-4	0279-22-1678
伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1	0270-25-5022
山田内科クリニック	伊勢崎市大手町24-8	0270-23-6666
独立行政法人国立病院機構 高崎総合医療センター	高崎市高松町36	027-322-5901
医療法人社団美心会 黒沢病院附属ヘルスパーククリニック	高崎市矢中町188	027-352-1111
大久保医院	高崎市新町2846	0274-42-0100
うえはらクリニック	高崎市高関町351-1	027-322-4965
小林外科胃腸科医院	高崎市上中居町187-1	027-325-2085
三愛クリニック	高崎市金古町1758	027-373-3111
くろさわ医院	安中市松井田町松井田903-1	027-393-5311
いわい中央クリニック	安中市岩井2465-1	027-381-2201
医療法人社団三思会 くすの木病院	藤岡市藤岡607-22	0274-24-3111
やまうち内科	藤岡市藤岡424-7	0274-24-5792
公立富岡総合病院	富岡市富岡2073-1	0274-63-2111
公立七日市病院	富岡市七日市643	0274-62-5100
原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町698	0279-68-2711
利根保健生活協同組合 利根中央病院	沼田市沼須町910-1	0278-22-4321
桐生厚生総合病院	桐生市織姫町6-3	0277-44-7171
医療法人社団三思会 東邦病院	みどり市笠懸町阿左美1155	0277-76-6311
小島内科医院	桐生市新宿3-1-12	0277-44-8919
松井内科医院	みどり市笠懸町鹿3322-1	0277-70-7610
SUBARU 健康保険組合 太田記念病院	太田市大島町455-1	0276-55-2200
さくま内科胃腸科クリニック	館林市松原2-14-26	0276-55-2500
はまだクリニック	館林市赤土町119-2	0276-80-1100
新井内科クリニック	邑楽郡大泉町仙石4-10-9	0276-20-1220
<u> </u>		1

4 肝炎治療費等助成事業

(1) これまでの取組

県では、平成 20 年度から C 型肝炎のインターフェロン治療に係る肝炎治療費等助成事業を実施しています。また、肝炎治療費認定委員会を設置して肝炎患者等からの申請を認定し、医療費の給付を行っています。その後、B 型肝炎に対する核酸アナログ製剤治療、C 型肝炎に対するインターフェロンフリー治療が医療費助成の対象となり、平成30年度からは肝がん及び重度肝硬変患者に対する医療費の給付も開始しました(表7)。肝炎患者等が治療しやすい環境を整えることにより、将来の肝硬変や肝がんを予防するとともに、肝がん及び重度肝硬変の患者に対する医療負担の軽減を図っています。

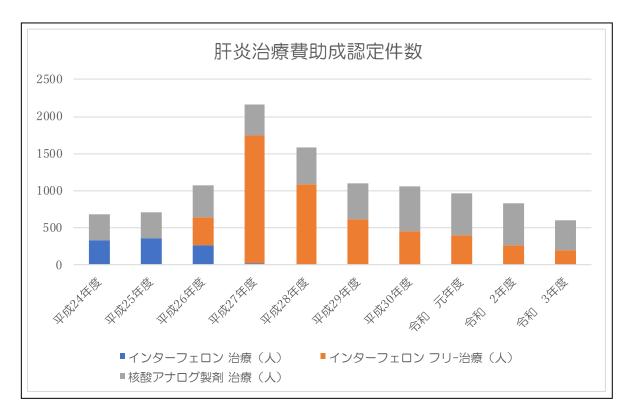
(2) 課題

B型肝炎患者の本制度の利用数が他県と比較して少ない状況です。リーフレットの作製・配布、講演会の開催やホームページ等を活用し、肝炎治療費等助成事業を引き続き県民に広く周知する必要があります。(図 4)

表7 肝炎治療費等助成事業認定件数

年度	インターフェロン 治療(人)	インターフェロン フリ-治療(人)	核酸アナログ製剤 治療(人)
平成 24 年度	330		347
平成 25 年度	362		349
平成 26 年度	265	371	431
平成 27 年度	15	1,735	419
平成 28 年度	1	1,088	489
平成 29 年度	0	616	488
平成 30 年度	3	450	599
令和 元年度	0	395	574
令和 2年度	1	264	558
令和 3年度	1	199	394

図 4 肝炎治療費助成認定件数の推移



5 重症化予防事業

(1) これまでの取組

県では、平成26年の国による重症化予防事業開始当初から、初回精密検査費用助成及び 定期検査費助成を開始し、併せて市町村に対して肝炎ウイルス陽性者に対するフォローアッ プ事業の実施を呼びかけてきました。

肝炎ウイルス陽性者や慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者に対して検査費用を補助することで、経済的負担を軽減し、定期的な医療機関での経過観察により重症化を予防することができます。平成26年度から定期検査費用助成事業及び肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業を、平成27年度から初回精密検査費用助成事業を開始し、市町村や保健福祉事務所で実施するウイルス検査の他、医療機関における術前検査、職域健診及び妊婦健診で初めて陽性と判った方の初回精密検査にかかる費用も助成の対象になりました(表8)。

表8 検査費用の助成件数

(件)	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3年度
検査費用の 助成件数	24	46	48	142	167	151	145

(2) 評価

検査費用助成件数は、制度開始の平成 26 年度から増加しており、平成 30 年度から は成果指標である 140 件を超えています。 (表 9)

(3) 課題

肝炎患者の重症化予防のため、肝炎ウイルス検査で陽性と判明した後の医療機関の受診や定期的な経過観察が重要であり、検査費用助成制度の周知や利用促進が必要です。

表 9 初回精密検査、定期検査費用助成事業実績

年度	初回精密検査費用助成 (件)	定期検査費用助成 (件)	計 (件)
平成 26 年度	_	1	1
平成 27 年度	17	7	24
平成 28 年度	29	17	36
平成 29 年度	20	28	48
平成 30 年度	17	125	142
令和 元年度	20	147	167
令和 2年度	12	139	151
令和 3年度	9	136	145

6 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

(1) これまでの取組

本事業は、平成30年12月から開始され、B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん又は重度肝硬変と診断されている方の入院治療や通院治療に係る医療費の一部を助成しています。

肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療(「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」による通院治療に限る。)に係る医療費で、高額療養費算定基準額を超えた月が助成対象月を含め過去 1 年間で 2 月以上ある場合、3 月目以降の医療費について、自己負担額が 1 万円となるよう助成します。

(2) 課題

肝がん及び重度肝硬変の治療は、治療費の総額が高額になるため、患者等からの要望が強かった制度ですが、患者世帯の所得要件や、高額療養費の回数など、給付要件があることから、令和3年3月末までの約4年間の承認件数が37件に留まっており、医療機関及び患者に対するさらなる制度の周知が必要です。

表 10 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業承認状況

年度	新規承認件数 (件)	更新承認件数 (件)	有効な参加者証の数
平成 30 年度	2	I	2
令和元年度	9	2	7
令和 2 年度	2	7	8
令和 3 年度	20	2	20

7 B型肝炎ワクチンの接種状況

(1) これまでの取組

県では、肝炎の発生の予防及びまん延防止を目的に、B型肝炎ワクチンの接種を推奨しています。実施主体である市町村と連携して、接種率の維持向上を図っていきます。

表 11 B型肝炎ワクチン接種率の推移

(%)	平成	平成	平成	令和	令和
	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
日型肝炎ワクチンの定 期予防接種率	75.5	100.8	100.5	98.2	103.1

[※] 平成 28 年 10 月開始

(2) 評価

平成28年度の定期接種開始時から、高い水準で接種されており、令和2年度においても目標値の90%を上回っています。

(3)課題

県内のB型肝炎ワクチンの接種率は、高い水準で推移していますが、この水準を維持するよう市町村と連携していく必要があります。

8 肝疾患センター

(1) これまでの取組

肝疾患センターは、県が群馬大学医学部附属病院に設置した機関で、県内の肝疾患診療の質の向上及び肝炎患者等の支援を図るため、医療機関や肝炎患者等の相談に対応するとともに、医療従事者等に対する研修や県民に対して肝炎に関する正しい知識を普及啓発する活動を実施してきました(表 12)。

(2) 課題

肝炎患者、キャリア等に対する相談支援や県民に対する肝炎に係る正しい知識の普及 啓発を推進するため、さらに肝疾患センターの活動を効果的に行っていく必要がありま す。

表 12 相談件数及び医療従事者向け講習会実施件数

年度	相談件数(件)	研修(回)
平成 22 年度	134	7
平成 23 年度	53	13
平成 24 年度	73	17
平成 25 年度	82	15
平成 26 年度	75	16
平成 27 年度	74	13
平成 30 年度	77	13
令和 元年度	31	9
令和 2年度	27	4
令和 3年度	66	3

9 肝炎診療講習会

(1) これまでの取組

インターフェロンフリー治療を行うにあたり、公費負担申請に係る診断書を作成する 医師に対して、適正な治療法及び治療費等助成事業について周知することを目的として 肝炎診療講習会を開催しています(表 13)。群馬県肝炎診療講習会認定要領に基づき、 認定講習会として関係機関と共催で行っています。

(2) 課題

肝炎治療を担当する医師が最新の治療法に係る情報を得られるよう、定期的に肝炎診療講習会を開催する必要があります。

表 13 肝炎診療講習会実績

年度	開催回数(回)	受講者数(人)
平成26年度	2	253
平成27年度	2	121
平成28年度	3	192
平成29年度	4	190
平成30年度	3	139
令和 元年度	4	185
令和 2年度	1	78
令和 3年度	3	220
令和 4年度	2	124
ā†	24	延1,502

10 肝炎医療コーディネーターの養成

(1) これまでの取組

肝炎医療コーディネーターの役割は、県民が一生に一度は肝炎ウイルス検査を受検し、また肝炎患者等が適切な医療を受けられるように、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や検査結果が陽性であった者等への受診勧奨、受診後のフォローアップ等の支援を行うことなどです。

県では、いち早く(平成 23 年度) 肝炎医療コーディネーター養成を開始し、市町村の保健師、医療機関の看護師、職域の健康管理担当者等を対象として、コーディネーター養成研修会を開始しました(表 14)。

平成 29 年度からは新たな実施要綱に基づき、地域における普及啓発、患者家族への情報提供などを含め活動の範囲を拡大しました。また、肝炎患者や医療機関のメディカルソーシャルワーカーなどにコーディネーター研修の受講対象者を拡大し、これまで(令和4年3月末現在)に延べ 682 人の肝炎医療コーディネーターを養成しています。

表 14 肝炎医療コーディネーター配置市町村及び保健所数の推移

(人))	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3年度
コーディネ ーター配置 か所数	市町村(35市町村)	18	19	20	27	35	35
	保健所 (12か所)	12	12	12	12	12	12

(2) 評価

肝炎医療コーディネーターの自治体への配置状況については、平成 28 年度から一貫 して増加しています。また、成果指標であった全市町村及び全保健所にコーディネーター を配置(養成)する目標を令和 2 年度に達成しました。

(3) 課題

肝炎患者等がコーディネーターの支援を受けやすい環境の整備、新たな実施要綱に基づく積極的な活動が行える体制を整備する必要があります。

表 15 養成研修会の開催実績

年度	回数(回)	受講者数(人)	累積養成者数(人)
平成23年度	2	62	62
平成24年度	2	120	171
平成25年度	1	89	248
平成26年度	2	76	310
平成27年度	2	113	404
平成28年度	2	130	463
平成29年度	1	72	497
平成30年度	2	92	520
令和 元年度	2	80	550
令和 2年度	1	174	705
令和 3年度	1	88	773
令和 4年度	1	277	1,050